

令和5年度第2回 埼玉県環境影響評価技術審議会

令和5年4月27日（木）

午後4時05分開会

○事務局（佐藤） それでは、ただいまから令和5年度第2回埼玉県環境影響評価技術審議会を開会いたします。

昨日の第1回審議会に引き続きまして、本日の司会を務めさせていただきます埼玉県環境政策課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

会議につきましては、昨日同様、ウェブ会議形式で行いますので、議長及び御発言いただく委員以外の方は、常時画像をお切りいただくか静止画を表示いただくかのどちらかとしていただくようお願いいたします。音声は常時ミュートにいただき、御発言される場合に挙手をして議長の許可を得てからミュートを解除して御発言いただくようお願いいたします。

また、こちらもウェブ会議形式であることを考慮してのお願いとなりますが、資料についての御発言の際は、当該資料がどの資料、ページ数を指すのか御指摘の上、御発言くださいますよう重ねてお願いいたします。

次に、資料を確認させていただきます。資料は事前にメールにて配付させていただいております。配付した資料は、次第に記載のとおりでございます。また、準備書一式については、事前に郵送させていただいております。

本日御出席いただいている委員の皆様は、出席者名簿のとおりでございます。なお、安藤委員、内村委員、原委員、御法川委員におかれましては、本日所用のため御欠席となっております。

本日は、所用により、環境政策課長である鶴見が出席できませんので、大変失礼ながら、私佐藤のほうで一言だけ御挨拶させていただきます。

関口会長はじめ、委員の皆様におかれましては、日頃から埼玉県の環境行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。また、お忙しいところ、本日も第2回の環境影響評価技術審議会に御出席いただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

さて、昨日も課長の鶴見からお話をさせていただきましたが、現在、県では社会全体のデジタルトランスフォーメーションを推進しております。新型コロナウイルスへの対応とDXの推進という点からも、本審議会については、本年度も引き続きオンラインにて開催をさせていただきます。このような状況において、昨日の審議会でも委員の皆様から実に多くの御意見を頂戴いたしました。改めて深く感謝いたします。

本日、御審議いただく事業は、昨年度からの継続案件である和光市で実施されます和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業です。昨年12月23日に諮問を行い、2回の小委員会の御審議を経て本日の審議会に至っています。大気、水質、廃棄物、生物など、各委員の皆様の専門的な御知見、御経験から、本日も忌憚のない御意見を頂戴したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、事務局から自己紹介をさせていただきます。

副課長の佐藤と申します。よろしくお願いをいたします。

○事務局（地形） 地形と申します。よろしくお願います。

○事務局（羽根尾） 羽根尾でございます。よろしくお願いをいたします。

○事務局（安村） 安村です。よろしくお願います。

○事務局（佐藤） 本日の会議ですが、委員総数18名のうち過半数を超える13名の御出席をいただいております。埼玉県環境影響評価技術審議会規則第6条第2項の規定により本会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、議事の進行を関口会長にお願いしたいと存じます。

関口会長、よろしくお願いをいたします。

○会長（関口） 埼玉大学の関口です。昨日に引き続きまして議長を務めさせていただきます。皆様の御協力のほどよろしくお願いをいたします。

これから議事に入りますが、会議の公開について事務局側から御説明をよろしくお願います。

○事務局（佐藤） 事務局から御説明いたします。

本日、オンライン傍聴者はありません。傍聴希望者がいない状況ではあるのですが、議事の公開等がありますので、本会議の公開の当否についてはお諮りをさせていただきたいと思っております。審議会規則第8条では、審議会は公表するということとしておりますが、出席委員の3分の2以上の議決で非公開とすることができます。

○会長（関口） ただいまの御説明のとおり、審議会は原則公開ということになっておりますが、公開でよろしいでしょうか。異論のある委員は、挙手をよろしくお願います。

○会長（関口） そうしましたら、本日は傍聴者はありませんが、公開ということで進めさせていただきます。

次に議事録の署名について確認いたします。審議会規則第9条第2項によりまして、議事録には議長のほか、出席委員のうちから2名の委員が署名をするということになっております。そこで、今回は朝賀委員と岡委員にお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

○朝賀委員 承知いたしました。

○岡委員 承知いたしました。

○会長（関口） 朝賀委員、岡委員、議事録の署名よろしくお願いをいたします。

それでは、和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業環境影響評価準備書について審議に入りたいと思っております。

本日は、小委員会の委員でなかった委員の皆様にも御出席いただいておりますので、計画の策定者に準備書の内容を改めて説明していただきたいと思います。

準備書の内容につきまして、都市計画決定権者であります和光市様から御説明をよろしくお願います。

○和光市都市整備課（佐々木） 和光市です。よろしくお願いをいたします。

説明に入ります前に、和光市及び事業者側の出席者を紹介いたします。

まず、都市計画決定権者であります和光市より、都市整備課長補佐の柳下です。

○和光市都市整備課長補佐（柳下） 柳下です。よろしくお願いします。

○和光市都市整備課（佐々木） 区画整理担当の私、佐々木と、松本です。

○和光市都市整備課（松本） よろしくお願いします。

○和光市都市整備課（佐々木） 次に、アセス受託者であります株式会社環境管理センターより、井上。

○株式会社環境管理センター（井上） よろしくお願ひいたします。

○和光市都市整備課（佐々木） 町田。

○株式会社環境管理センター（町田） よろしくお願ひいたします。

○和光市都市整備課（佐々木） 小林。

○株式会社環境管理センター（小林） よろしくお願ひします。

○和光市都市整備課（佐々木） 次に、（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業の業務代行予定者であります戸田建設株式会社より、松本。

○戸田建設株式会社（松本） 松本でございます。よろしくお願ひいたします。

○和光市都市整備課（佐々木） 関田。

○戸田建設株式会社（関田） 関田です。よろしくお願ひいたします。

○和光市都市整備課（佐々木） 最後に、（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理組合設立準備会の事務局であります株式会社サポートより、関根です。

○株式会社サポート（関根） よろしくお願ひいたします。

○和光市都市整備課（佐々木） なお、もう一名、山本が出席予定でしたが、本日欠席となりました。以上、9名でございます。

これより説明に入りますが、回線の都合により、カメラをオフにして説明いたします。

それでは、和光都市計画事業（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理事業の概要について、調査計画書からの変更点を中心に、和光市都市整備課の佐々木より説明いたします。

まず、本事業の都市計画決定権者は和光市長です。調査計画書の時点では、事業者は和光市としておりましたが、組合施行で実施する方針が決定し、地権者組織である（仮称）和光北インター東部地区土地区画整理組合設立準備会に変更になっています。組合設立認可に向けた手続は、現在、環境影響評価手続及び都市計画変更手続と並行して進めており、認可が下りた際には、改めて事業者名を正式名称に変更する予定です。

では、事業の概要についてですが、初めに計画地の位置を説明します。計画地は、和光市駅から北東に約2キロメートル、東京外環自動車道と和光北インターチェンジから約400メートルの位置にあり、計画地面積は和光市新倉地域及び下新倉地域のうち38.1ヘクタールです。本地区は、東京外環自動車道、一般国道298号、一般国道254号バイパスといった交通の結節点にある交通利便性の高さから、企業の進出意向は高く、潜在的なニーズも考慮すると、開発圧力は非常に高まっている状況です。このような背景から、和光市では第5次和光市総合振興計画、都市計画マスタープランなどで和光北インターチェンジ周辺地域を新産業物流ゾーンとして位置づけ、本地区では利便性の高い

広域的な交通条件を生かし、土地区画整理事業による産業拠点の整備を計画しているものです。これが埼玉県環境影響評価条例に基づく対象事業のうち、工業団地または流通業務施設の合成を伴う20ヘクタール以上の土地区画整理事業に該当するので、本事業において環境影響評価を実施しています。県条例に基づく環境に影響を及ぼす地域は、計画地の敷地境界から3キロメートルとなり、この地域に関係する関係地区は和光市、戸田市、朝霞市、さいたま市、東京都板橋区、練馬区の計6地区です。

対象事業の実施期間について説明します。本事業は、調査計画書の時点では平成31年度末に環境影響評価書までの手続を完了し、事業に着手する計画でしたが、現在は令和5年夏頃の組合設立認可を目指しているため、これに合わせて環境影響評価における各種手続を進めております。工事工程については、別途説明いたします。

次に、交通計画の変更点について説明します。調査計画書時点では、一般国道254号バイパスは朝霞市方面から一般国道298号との交差点までの計画だったため、供用時における関連車両の東側方向への主要な走行経路は、水道道路または都市計画道路吹上赤池線を経由し、主要地方道練馬川口線に接続するルートでした。準備書では、令和2年3月に一般国道254号バイパスの延伸と、それに伴う都市計画道路吹上赤池線の廃止、及び都市計画道路諏訪越四ツ木線の延伸が都市計画決定されましたので、これを反映しています。供用時における関連車両の東側方面の主要な走行経路は、一般国道254号バイパスを経由して、主要地方道練馬川口線に接続するルートに変更しています。

次に、土地利用計画について説明します。調査計画書の時点では、計画地の面積は41.3ヘクタールでしたが、既にある程度市街化が進んでいる住宅地のうち、都市計画道路に影響しない住宅地を計画地から除くこととしたため、計画地面積は38.1ヘクタールとなりました。また、区域変更や都市計画道路の計画決定、その他協議の進捗を踏まえ、都市計画道路等の見直しを行い、土地利用計画が変更となっております。企業用地の面積は、調査計画書時点の22.0ヘクタールから3.6ヘクタール減少し、18.4ヘクタールとなっております。こちらが、調査計画書時点の土地利用計画図です。南側の道路に沿って計画地の区域外としておりました。また、計画地内の幹線道路は、幅員16メートルで計画していました。こちらが、現在の土地利用計画図です。南側の既存住宅市街地が区域から外れていることが確認できると思います。計画地を横断する一般国道254号バイパスは、幅員36メートル4車線、これに縦に接続する諏訪越四ツ木線は、幅員16メートル2車線の都市計画道路です。区画道路の幅員は、4メートルから12.6メートルです。

紫で示した企業用地は、一般国道254号バイパスの沿道を中心に配置する予定です。進出企業の業種は、準工業地域で建築可能な製造業及び運輸業を想定しており、重工業のような著しく環境を悪化させるおそれがある工場は建築できないよう地区計画で制限する予定です。地区内には、既存の住宅が一定程度潜在しているため、土地区画整理事業により住宅用地を南側の黄色い地域に集約し、住環境の保全を図る計画です。また、敷地面積3,000平米以上の進出企業には、住居用地、学校用地及び市街化調整区域に面する箇所には緑の帯で示す緩衝緑地帯を整備するよう地区計画に位置づける予定です。

土地区画整理事業で確保する公園は、計画地東側の小学校隣接地と計画地南側の午王山遺跡隣接地に主に配置する計画です。その他、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例に基づき設置する

調整池のほか、既存の病院や令和7年度末に閉校予定の県立高校の敷地があります。

次に、造成計画について説明します。計画地は、起伏のない平坦な地形です。造成高さは、盛土量が最小限となるよう検討し、造成計画平面図内のメッシュの交点における計画盛土高は、プレロードを除き、最大でプラス1.8メートル、平均でプラス0.4メートルを計画しています。盛土はプレロード工法により行う予定です。なお、小委員会において、既存地盤面と計画地盤面を記載した盤面図を提出するよう御意見を伺い、評価書に追加する予定ですが、作成した断面図上で確認した範囲で、計画盛土高は部分的にプラス3.2メートルとなる地点が確認されました。基本設計段階の数字であること、また全地点の高低差を確認することは困難であることから、評価書での表記は工夫したいと考えております。

次に、工事工程について説明します。本事業は、調査計画書の時点では平成32年度から工事に着手する計画でしたが、各種手続に時間を要したため、準備書では土地区画整理事業の工事は、準備工を含め、令和5年度から令和13年度までの約9年間の計画となっています。造成工事がある程度進み、進出企業の建築工事が開始されるのは、令和8年度の後半以降となる見込みです。また、本事業と同時期に行われる別事業の工程としては、埼玉県が実施する一般国道254号バイパス工事が令和7年度着工で、工事期間はおおむね10年、和光市が実施する午王山安全開発工事が令和7年度から2か年の予定ですが、いずれも確定ではありません。一般国道254号バイパス工事は、本土地区画整理事業で建物移転などを行って用地を確保し、埼玉県に引き渡した後、埼玉県が事業主体となって実施予定です。

午王山安全対策工事は、計画地南側に隣接する午王山斜面地が土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に指定されており、当該移転区域の範囲が計画地に及んでいます。新たに市街化区域に編入するに当たり、これらの危険区域を解消する必要があることから、本土地区画整理事業で建物移転などを行って用地を確保し、和光市に公園用地として引き渡した後、市が盛土による安全対策工事を実施予定です。安全対策工事を実施した区域を含む計画地内の公園は、将来的には午王山遺跡と一体的な公園として整備していくことを検討していますが、各種手続に時間を要することが見込まれることから、公園整備工事は本事業の工事終了後になる見込みです。

事業計画の概要は以上です。

○株式会社環境管理センター（小林） 次に、環境管理センター小林より、環境影響評価の概要について御説明させていただきます。

まず初めに、こちらは環境影響評価項目の選定表です。調査、予測、評価の項目は、事業特性と、周囲の自然的、社会的状況を勘案し、埼玉県環境影響評価技術指針に基づき選定し、表に示すとおり、大気質から温室効果ガス等の16項目を選定いたしました。

調査計画書からの変更点としましては、調査計画書に対する知事意見を踏まえ、微小粒子状物質及び土壌を項目として新たに選定いたしました。また、事業特性等を踏まえ、施設の稼働に伴う炭化水素を項目として追加、水銀等及びそのほかの大気質に係る有害物質等については、事業の特性上、周辺環境へ及ぼす影響はないものと考えられるため、選定しない項目としました。

続きまして、各項目の予測、評価概要につきまして御説明いたしますが、時間の都合もございます

ので、予測条件や知見等についての知事意見をいただいている大気質、騒音、振動についての予測評価結果と保全対策等を中心に御説明いたします。なお、そのほかの項目の予測評価等の結果については、準備書を後ほど御参照いただければと思いますが、これらの項目はいずれも保全対策等の実施により整合を図るべき基準等との整合が図られるものと考えております。

最初に、大気質について御説明いたします。大気質の予測内容は、工事中の建設機械、工事用車両の影響、供用地の施設の稼働に伴う影響及び自動車からの影響になります。また、予測に当たっては知事意見を踏まえ、計画地内外の学校及び病院の特に環境保全すべき施設に配慮し、計測地点を設定、また別事業の254バイパス延伸事業の開通後の車両台数を踏まえ、予測評価を行っております。

続いて、予測結果について御説明いたします。工事中の建設機械による大気への影響は、計画地及び周辺地域における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度について予測を行いました。こちらは、建設機械の稼働により排出される二酸化窒素の予測結果です。最大地点は計画地内に現れますが、この値は評価基準とした環境基準を満足する結果となっております。

こちらが、浮遊粒子状物質についての予測結果です。浮遊粒子状物質につきましても、二酸化窒素同様、最大点は計画地内に現れますが、この値も評価基準とした環境基準を満足する結果となっております。

資材運搬等の車両による影響については、オレンジ色の線で示しております工事用車両の主要な走行ルート上の6地点における二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度について予測を行いました。こちらは、二酸化窒素の予測結果です。全地点において、評価基準とした環境基準を満足する結果となっております。

こちらは、浮遊粒子状物質の予測結果です。浮遊粒子状物質についても、全地点において評価基準とした環境基準を満足する結果となっております。

造成等の工事による影響については、計画地敷地境界の東西南北4方向の最大値出現地点及び工事を行わない存置エリアの境界における最大値出現地点の各1地点において、降下ばいじん量について予測を行いました。こちらは、建設機械の稼働が最も多い工事開始37から42か月目の散水による粉じんを抑える効果を見込んだ予測結果です。散水効果を見込んだ予測結果は、2.6から14.1トンパー平方キロメートルパー月となり、予測を行った全ての地点で基準の20トンを下回る結果となっております。

こちらは、配慮施設である高校や病院等が存置される東側での工事時期において、建設機械の稼働が最も多くなる工事開始から70から71か月目の予測結果です。散水効果を見込んだ予測結果は、0.6から12.8トンとなり、全ての地点で基準を下回る結果となっております。

供用地の施設からの影響については、最大影響を予測するため、業種は排出量の多い製造業が進出した場合を想定して、二酸化窒素、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素について予測を行いました。施設の稼働の年間の影響を考慮した長期予測結果は、全ての項目において最大地点でも評価基準とした環境基準を満足する結果となっております。また、これらの項目については、気象条件によって高濃度となる可能性を踏まえて、1時間値の短期的な予測も行っております。結果につきましては、非メタン炭化水素が基準値を上回る予測となりますが、これはこの地域の現在の濃度が高

いことが主な要因と考えられます。このため、進出企業には、より一層の排出抑制に努めるよう和光市が指導してまいります。

関連車両の走行に伴う影響について、空色、水色の線で示しております供用時の車両の主要な走行ルート上の3地点において、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、非メタン炭化水素の濃度について予測を行いました。予測結果については、予測地点全地点において、全項目とも評価基準とした環境基準を満足する結果となっております。

大気質に関する環境保全のための措置としては、工事中は排出ガス対策型の建設機械の使用や、アイドリングストップの徹底、計画的かつ効率的な工事計画を検討する等を行います。また、供用時については、進出企業に各種基準を遵守させ、車両についてもアイドリングストップの指導や計画的かつ効率的な運行管理に努めるよう指導等を行います。

次に、騒音、低周波音、振動について御説明いたします。大気質と同様に、工事中の建設機械、工事用車両による影響と、供用時の施設の稼働に伴う影響及び車両による影響を予測しました。予測に当たっては、大気質と同様に知事意見を踏まえ、計画地内外の学校及び病院の特に環境保全すべき施設に配慮し、予測地点を設定、また別事業の254バイパス延伸事業の開通後の車両台数を踏まえ、予測評価を行っております。

予測結果については、建設機械による影響につきましては、計画地及び周辺地域において、工事開始から37から42か月目では、騒音、振動ともに一部地点で基準等を上回る結果となっております。配慮施設である高校や病院等が存置される東側での工事時期において、建設機械の稼働が最も多くなる工事開始から70から71か月目においても、騒音、振動ともに一部地点で基準等を上回る結果となっております。これを踏まえ、工事の実施に当たっては、作業配慮、1日の作業時間短縮等、詳細な工事計画及び騒音、振動対策の検討を行うこと。工事前の住民の方への説明、相談窓口の設置などの対応について、工事業者に指導してまいります。

資材運搬等の車両の走行による影響については、騒音、振動ともに一部地点で基準を超過する値が見られましたが、これは現況交通量による騒音及び振動のレベルで、既に基準値を超過しているためであり、資材運搬等の車両による超過レベルは0.0から0.2デシベル程度の結果となっております。

続いて、周辺住居等における施設の稼働に伴う騒音の影響については、南側住居及び病院の夜間において環境基準を上回っていますが、等価騒音レベルは基準以下となっております。この結果を踏まえて、企業の進出に当たっては、病院の近くには大きな騒音を発生する施設は設置しないよう、和光市から企業に配慮を求めます。

施設の稼働に伴う低周波音の影響については、予測を行った全ての地点で評価の指標とした基準を十分下回る結果となっております。

周辺住居等における施設の稼働に伴う振動の影響については、病院の夜間において評価指標とした観測値を上回る結果となっております。この結果を踏まえて、企業の進出に当たっては、病院の近くには大きな振動を発生する施設は設置しないよう企業に配慮を求めます。

関連車両の走行による影響については、騒音、振動ともに一部地点において基準を超過する値が見

られましたが、工事中と同様、現況交通量による騒音、振動レベルで既に基準値を超過しているためであり、関連車両の走行による評価レベルは0.0から0.2デシベル程度となっております。

続いて、騒音、振動についての環境保全のための措置としては、低騒音、低振動型の建設機械の使用、計画地南側の住居への影響に配慮し、資材運搬等の車両は主要な幹線道路を走行する。また、住居等に近い箇所の工事では、必要に応じて仮囲い等の設置の検討を行ってまいります。

供用地については、車両については関連車両へ不要な加減速の禁止や低速走行を指導し、進出企業に各種基準を遵守させ、病院の近くには大きな騒音、振動を発生させる施設を設置しないよう求めてまいります。

以上で、環境影響評価の概要についての説明を終わります。

○会長（関口） ありがとうございます。

ただいま都市計画決定権者から御説明をいただきましたが、御説明の内容につきまして、小委員会に出られていない委員もおられますので、御質問、御意見等ございましたら、挙手いただければ、指名させていただきます。

町田委員、よろしくお願ひします。

○町田委員 準備書496ページの景観のポイントの児童遊園地や大島公園について、大島公園は影響があるので周囲と調和するよう緩和に努めると記載があるところですが、公園ですので、併せて緑化などの影響の緩和措置についても記載していただけるとよりよいのではないかと思います。

○会長（関口） ただいまの質問に対していかがでしょうか。和光市様いかがでしょうか。

○株式会社環境管理センター（町田） 本事業は土地区画整理事業ということで、上物の建物が現時点では最大という形で予測しておりますので、今後実際の進出企業が決まり、具体的な建物が決まった段階で、今御指摘のあったさらなる対策、公園等に当たりましては緑化を行うなど、そういったことを指導するというのを評価書の環境保全措置のところでは書かせていただきたいと思います。

○町田委員 分かりました。ありがとうございます。

○会長（関口） よろしくお願ひいたします。

そうしましたら、ほかにございますでしょうか。

栗島委員、よろしくお願ひします。

○栗島委員 温室効果ガスについて、確認とお願いです。まず、準備書の569ページですが、整合を図るべき基準等というところで、地球温暖化対策推進法の条文がありますが、改正前の条文になっていますので、改正後の条文に直す必要があります。例えば第5条ですが、温室効果ガスの排出の「抑制」ではなくて「削減」という形で法律が改正されていますので、これは記載が古い内容になっていますので、修正が必要です。

同じく準備書が出された後の変更になるのですが、571ページ、埼玉県地球温暖化対策実行計画が今年3月に修正されて、2030年の削減目標が、埼玉県の削減目標が46%になっていますので、準備書の段階ではそうですけども、実際の今後の対策ということであると、46%削減という前提で進めていただく必要があるかと思ひます。

あと、整合すべきという点においては、国の温室効果ガスの削減の計画、NDCですが、こちらも

46%削減という形になっていますので、現状で示されている対策による削減量というのが、573ページの供用時における二酸化炭素の排出量を見ましても削減率が6%にすぎませんので、これはやはり46%という県の目標、国の目標に対してかなり低いと言わざるを得ないと思います。これでは整合が図られているというような形にはならないので、より一層の温室効果ガスの削減に向けた対策が必要になると考えます。

そこで、実際に温室効果ガスの削減に対する対策ということで、572ページです。施設の稼働に伴う温室効果ガス等の影響ということで、温室効果ガスの削減に努めるよう指導する、二酸化炭素の吸収に努める、自然エネルギーの利用促進に努めるよう指導するとともに、グリーン電力等の購入についても、義務づけるまでは言い過ぎかもしれませんが、それぐらいの形で46%という目標に対してアプローチをしていただくような指導が必要になると思います。

○会長（関口） 和光市様いかがでしょうか。まず、古い法令の部分と、あとは46%削減に向けた指導方針について御説明をお願いいたします。

○株式会社環境管理センター（町田） 先ほど御指摘いただきました2か所、古い資料からの引用というところにつきましては、更新させていただきます。

それから、46%削減に向けてですが、こちらも土地区画整理事業でこれから業種等が決まって、実際の進出企業等が決まってまいりますので、業種選定に当たっては、もう少し厳しい削減目標を立て、その削減目標に対応できる企業を選定することなどを今後検討していきたいと考えております。

○会長（関口） よろしいでしょうか。

○栗島委員 大丈夫です。

○会長（関口） ほかにございますでしょうか。

寺内委員、よろしく申し上げます。

○寺内委員 準備書概要版の58ページの廃棄物のところですが、ここに造成等の工事に伴う廃棄物や、施設の稼働に伴う廃棄物について書いてあります。この部分は、原単位や率を使いまして産業廃棄物の量を推計していただいて、それについて回避、低減の観点からコメントを記載いただいているところですが、各進出企業に対し、排出抑制、分別、リサイクルの推進など、適正に処理するよう指導するとあります。

和光市さんの場合は、産業廃棄物に関する窓口や担当部署というのはないと思いますので、市役所のどの部署がどのように指導や働きかけを行うのかというところを記載していただけたらよろしいのではないかと思います。

○会長（関口） ありがとうございます。

和光市様から、担当部署の件について御説明よろしく申し上げます。

○和光市都市整備課（佐々木） リサイクル関係については、環境課の所管だと思いますので、確認して記載したいと思います。

○会長（関口） 評価書では部署も含めて具体的な記載を行うということでよろしいですか。

○和光市都市整備課（佐々木） そうですね、はい。

○会長（関口） よろしいでしょうか。

○寺内委員 分かりました。

○会長（関口） ほかにございますでしょうか。

栗島委員、よろしくお願いします。

○栗島委員 廃棄物で質問です。計画を見ると住宅用地があったと思います。住宅用地は一般廃棄物ですが、一般廃棄物の排出の推定、予測等が行われていませんが、それはどうしてでしょうか。

もう1点は、事業所には事務部門もあり、事務部門は事業系一廃ですので、産業廃棄物だけでなく、事業系一廃も発生するのではないのでしょうか。

○会長（関口） 一般廃棄物の関係と事務系廃棄物の関係です。よろしくお願いいたします。

○株式会社環境管理センター（町田） まず、住居系の地域はありますが、これは事業地内に今ある住居を移転するという形ですので、廃棄物が新たなところから、住居が来て増えるということは想定していない状況です。

2点目の事業系一般廃棄物については、進出企業によって変わってくる部分はあるのですが、排出されることは想定されます。準備書では、予測としては扱っていない状況です。

○栗島委員 分かりました。住宅系は了解しました。ただ、事業系一廃が出てくる可能性があるということであれば、やはりこちらにも一般廃棄物の処理計画に関わる部分になりますので、予測が必要になるかと思います。

○会長（関口） 御検討いただくようによろしく願いいたします。

そうしましたら、加藤委員よろしくお願いします。

○加藤委員 1点確認です。準備書22ページの雨水排水についてなのですが、こちらの雨水排水は近場への既存の排水路や側溝に放流すると記載されているのですが、先ほど、この地域は土砂災害や浸水などが起きていて、安全対策が進められているという話もありました。

最近集中豪雨などが頻繁に起きていて、予期せぬ雨量が集中的にあるというところで、比較的小さい排水路が氾濫して地域を浸水するというようなこともありますので、既存の排水路を使用して影響がないのかどうかということと、できれば排水計画をきちっとしていただいて、小さい排水路からの氾濫がないように対策が取られているかということを確認できればと思います。

○会長（関口） 豪雨や災害等のことも考慮してということですが、いかがでしょうか。

○和光市都市整備課（佐々木） 今回の区画整理事業と併せて、2号調整池からの既設排水路は、市の下水道課において増強する計画で検討を進めております。1号、3号からの排水につきましては、既存のもので十分となるよう、調整池からの排水をオフィスで絞って計画的に排水することで、計画上問題がないということで、調整池の計画をしております。

○会長（関口） 加藤委員、よろしいでしょうか。

○加藤委員 はい、ありがとうございます。

○会長（関口） 今のところですが、十分というのは、これは過去の豪雨とかの例を確認して、その雨量とかから予測しているということによろしいですか。

○和光市都市整備課（佐々木） 県の雨水流出抑制条例に基づいて調整池の容量を決定していますので、その範囲内で十分ということです。

○会長（関口） 分かりました。

続きまして、広木委員、よろしくお願いいたします。

○広木委員 準備書の本編380ページの土壤汚染についてです。計画地内において特定有害物質の取扱いの可能性がある高校や事業場の立地が確認されたということですが、それについては今操業中であるために、本事業の工事の実施前に土壤汚染対策法の手続の中で適切に対応していくということですので、対応としてはそれでよろしいかと思いますが、現状地歴調査の結果について、汚染の可能性のある土地がどれくらいあるのかということ、教えていただければと思います。

○会長（関口） 今の件、いかがでしょうか。

○株式会社環境管理センター（町田） 調査結果では、可能性のある土地を31か所把握していますが、そのうちの26か所は基準不適合土壌が存在するおそれが少ない土地です。あくまで地歴調査によるものですので、取扱いの可能性はあるのですが、操業中ということもありまして、具体的な名称等は準備書、評価書には出せないですが、箇所数等については評価書での記載を検討させていただきたいと思います。

○広木委員 分かりました。実行可能な範囲で示していただけるとありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○会長（関口） よろしくよろしくお願いいたします。

ほかにございますでしょうか。

大気のところで確認なのですが、工事の実施時の最高濃度地点が計画地内の西側に出てきて、その後、稼働が始まった場合は南側住宅地に高濃度域が出てくるのですが、これは車両の流れが主に効いているのか、時期的な気象の影響が効いているのかというのは、予測の範囲において、どちらが主に効いているのでしょうか。

○株式会社環境管理センター（町田） まず、工事の実施時については、予測対象時期の工事範囲に面的に煙源を置いています。高さについては、建設機械の排出源高さという形で、比較的低い、1メートルから2メートルの高さとなり、エンジン由来になりますので、有効煙突高はさほど上がらないので、上昇分が少なくなります。その前提条件の中で、風にあおられてという形となり、比較的近くに高濃度が出るというような形になっています。

一方で将来の施設の稼働時につきましては、それぞれの事業所建物の屋上に煙源を置いております。ですので、28メートルから30メートルぐらいの高さに置いておりますので、高いところからの拡散ということで、最大着地が出るところが建設機械よりも遠方に出るというような形になっております。

○会長（関口） 恐らく予測の仕方が異なっているとは思っていたのですが、計画地西側へ濃度が出てきたときに、近くに児童公園や子ども向けの施設がありますので、工事車両が出たときに、例えば浮遊粒子状物質は粒径が大きいのでそれほど上昇しないと思いますが、NO_xやガス成分はかなり拡散すると思いますので、短期予測でもよろしいので、工事時期のときに敷地の外側、そこに本当に影響はないのかということ、もし可能であれば検討いただいてもよろしいのかなというところ、それは難しいでしょうか。

○株式会社環境管理センター（町田） 短期という形になりますと、工事車両は敷地境界ぎりぎりでも工事することがあります。また、そのような場所で1時間継続して作業するなどの工事もありますので、そうすると敷地境界で高い値になってしまい、そのような場合ですと予測としてあまり意味がないと思われまます。

そこで、保全対策として、先ほど御指摘いただきました公園や小学校、高校は閉校になってしましますが、それ以外にも住居等が近くにありますので、住居の近くで工事する際には、住民への説明、できる限り短時間で作業を終わらせることや、工事計画の見直しなど、そのような点を指導していくというような形で対応させていただければと思います。

○会長（関口） 分かりました。小委員会でも、車両の仕様、交通計画、工事をする際、車両を渋滞させないようにする、環境保全対策をしっかりと守ってほしいという意見は出ていますので、特に児童公園など、そのような場所で作業をする際は特に考慮いただければと思います。ぜひよろしく願いいたします。

○会長（関口） そうしましたら、御質問、御意見とも出尽くしたと思いますので、都市計画決定権者の皆様にはここで退席いただきまして、次の議題へ移りたいと思います。ありがとうございました。

○会長（関口） 委員の皆様、御質問等ありがとうございました。

それではここからは審議会の答申の審議に入っております。議事、和光都市計画事業（仮称）の和光北インター東部地区土地整理事業環境影響評価準備書につきまして、小委員会で議論を行っております。小委員会の意見が作成されておりますので、小委員会委員長である松本委員長から小委員会報告及び小委員会意見につきまして御説明をいただきたいと思ひます。

松本委員長、よろしく願いいたします。

○松本委員 資料の1と、資料の1―2の御報告になります。

まず、資料1ですが、別添のとおり記載されている9名の委員で審議させていただきました。

調査及び審議の経緯ですが、12月20日に準備書が提出され、令和5年2月28日に第1回、それから3月27日に第2回の小委員会を開催いたしまして審議し、今日御報告する小委員会意見を集約したということになります。

資料1―2が小委員会意見を集約した内容になります。まず、全般的事項として、（1）は建設機械の稼働に関する事で、建設機械の稼働について、稼働時間帯が均一でないということが想定されますので、国道254バイパスが未整備の状況では渋滞が生じる可能性があるということですので、それに伴う大気汚染物質の濃度など、騒音、振動の値が基準値を超える調査地点が生じないよう計画的な作業、運行を行うこと。

それから、（2）は、先ほど関連するお話もありましたが、近年の気象災害の事例を踏まえて、調整池からの越水、濁水の流出が生じないよう十分な調整池を設置すること。それから、計画地内の宅地や教育施設にそういった異常気象時の影響が出ないように、調整池設置後の状況を継続的に観測することが望ましい。

（3）、これは午王山遺跡下に崖地があるのですが、崖地付近まで盛土造成する計画ということから、その崖地の下から染み出ていると推察される地下水への影響に留意して工事を行ってくださいと

いう内容です。特にこの事業に関連して実施される午王山遺跡下の盛土工、かなりの盛土工事をするように、その安全性が懸念されますので、ここに例に掲げてあるようなものに準じて行って安全性を担保してほしいという内容です。

(4) は、土砂災害防止と環境保全（湧水保全と稀少植物保全）とのバランスについて、関連団体等と協議の上検討し、造成計画に生かしていただきたいということ。

それから、5番目、これは先ほど補足説明が和光市さんからありましたけれども、全面的にかなりの盛土造成工事がなされるということなのですけれども、準備書で示されている造成計画では、全体像が分からないような、断面図が示されていないような、そういった状況でしたので、評価書においてはそれが分かるようにしてほしいということです。

6番、計画地内で希少種のコギシギシが確認されているということで、これは湿った水田環境のような攪乱を受ける場所で生育する種であるということなので、その生育環境にも配慮した公園整備を検討していただきたいという内容です。

これから個別の項目ですけれども、大気質、(1)、特定の環境保全措置を実施することを前提として予測評価している場合、当該環境保全措置を確実に実施できる体制を整え、その旨環境保全対策として評価書に記載すること。

(2)、施設の稼働に伴う最大付加濃度出現位置が計画地の南側に位置する住宅地内であること。また、バックグラウンド濃度が高いことから、他の地域にも高濃度地域が出現する可能性があることを鑑みて、短期予測の結果も考慮しながら企業進出後の排出源対策も十分行うということです。

次、騒音、低周波音、振動に関してですが、学校施設の騒音対策として、窓閉め対策というのが前提とされていたのですけれども、常時窓を閉めているとは考えにくいので、ほかにも必要な環境保全措置を施してくださいということです。

(2)、バイパスの開通で、道路交通騒音に係る環境基準が、バイパス開通前と開通後で、緩くなるような基準になることが推察されるので、関係住居の住民に対して御説明をしていただきたいということです。

4、土壌です。これも先ほど関連のお話ありましたが、計画地内において、特定有害物質の取扱いの可能性のある事業所等の情報があるので、土地の形質の変更を行う前に土壌汚染対策法等の法令に基づいて適切に対応してくださいということです。

5番、地盤です。計画地内を全般的に盛土造成する計画となっているので、当該造成工事を事業敷地境界付近で実施した場合に、その周辺の住宅への影響が懸念される。不等沈下等が生じないように留意していただきたいということです。

6番、景観です。令和4年に「史跡午王山遺跡保存活用計画」というのが策定されておりまして、当該計画では景観の保存が望ましい区域が指定されているということで、計画地等が遺跡に隣接していることから、計画地における開発においては当該計画で示されている景観への配慮事項について考慮していただきたいということです。

7番、史跡・文化財。計画地内には埋蔵文化財はないというふうに準備書には記載されていたのですけれども、計画地の南側に先ほど出てきた午王山遺跡というのがありまして、これが独立丘陵で完

結しているとされているのですけれども、弥生時代の集落であるところ、上部に集落があつて、下部の低地の利用も見受けられるということがあるので、計画地は下部に位置するということから、文化財が確認される可能性があるので、その場合は、確認された場合は必要な措置を取ってくださいということです。

最後ですが、事後調査です。まず、(1)、大気質における予測結果において、施設の稼働に伴う最大付加濃度出現位置が計画地の南側に位置する住宅地内となっているので、当該出現地への影響ができる限り把握できるよう計画して事後調査を実施していただいて、その結果に応じて必要な措置を講じてくださいということです。

(2)、建設機械の稼働、資材の運搬等、車両の走行に伴う騒音、振動において、計画地南側の住宅で、かなり長期にわたって基準を超える状況になっているような予測結果になっているようですので、現在想定している環境保全対策だけで十分な対策となっているかを事後調査で把握していただいて、不十分だった場合は追加の対策をしていただきたいということ です。

最後です。事業地内に開通するバイパスとの複合的な騒音、振動による影響が想定されるので、バイパス供用後の事後調査で影響の把握に努めて、必要に応じてバイパスの事業主体である県と連携して措置を検討してくださいということ です。

以上です。よろしくお願いします。

○会長(関口) ただいま松本委員長から御説明をいただきましたが、この小委員会の意見が当審議会の答申案の基本になります。あと、先ほどの説明に対して新しい御意見が幾つか出ましたので、小委員会の意見に付け加えることや、他の御意見を加えることもできます。

まずは、事務局から答申の追加案を説明できますでしょうか。

○事務局(羽根尾) 今、本日の質疑応答の内容を答申案の中に、御意見の方向性を入れさせていただきましたので、まず事務局から御説明差し上げて、改めて審議会答申案について御意見いただければと思います。

○会長(関口) そうしましたら、事務局から先ほどの意見を踏まえた答申案のさらに追加案を示していただいて、それに対して委員の皆様から御意見をいただいて、最終的な答申案にしたいと思いますので、事務局から御説明をよろしくお願いします。

○事務局(羽根尾) まず、1、全般的事項の(2)で、こちら先ほど加藤委員から御指摘ございました、調整池だけではなく、排水路についても近年の気象災害事例等を考慮して、越水等をしないように計画的な排水となるようにすることというような趣旨と理解いたしまして、文言を追加させていただきます。

続きまして、土壌です。広木委員から御意見ございました。可能な限り特定有害物質の取扱いの可能性のある土地の情報を評価書に記載してほしいということで、文言追加させていただきます。

続きまして、6番、景観でございます。(2)ということで、町田委員から御意見ございました公園の緑化について、事務局としましてはいわゆる上物が、物流施設等の長大な建物が建ちますので、その圧迫感の軽減等のために公園の緑化をより一層進めてほしいという趣旨であったと理解をしまして、景観のところ追加をさせていただきます。

続きまして、廃棄物の項目を追加しまして、栗島委員から御指摘ございました事業系一般廃棄物についても、現在は予測評価等行われておりませんので、事業系一般廃棄物について予測評価をすることというような趣旨の文言を入れさせていただいております。

あと、温室効果ガスの削減ということで、こちら栗島委員から御意見ございまして、施設の稼働時には進出企業に対してグリーン電力の購入を勧めるなど、現在の国や県の目標46%削減との整合性が図れるように、より一層の削減の対策を行うことという文言を追加してございます。

そして、最後、大気質でございまして、こちらは関口会長から御意見ございました住宅地や学校、公園の要配慮施設付近での工事の際は、必要な保全措置を取るというようなところで、先ほどの御意見のものは、以上追加をさせていただきました。

○会長（関口） ただいまの事務局の追加の内容も含めまして、答申案につきまして御意見、御質問等ございましたら、委員の皆様からよろしく願いいたします。

栗島委員、よろしく申し上げます。

○栗島委員 温室効果ガスのところ、日高市の答申案は、義務づけるなどという結構強い表現になっていたかと思っておりますので、同じ区画整理事業ですので、表現をそろえていただきたい。進出企業に対して求めることについては、整合性があるような答申案にしていきたいと思っております。

○会長（関口） ありがとうございます。重要な御意見かと思っておりますので、事務局の修正と、私のほうで確認するようにいたします。ありがとうございます。

ほかに御意見ございますでしょうか。

そうしましたら、大気のところです。先ほど、工事の場所で短期予測をすること自体に意味がないという話でしたが、そのようなことはないと思うのですけれども、ただ短期予測で高濃度が確実に出ますので、短期予測よりも保全対策という説明でしたので、工事の際の保全対策に関しては答申案に書いてありましたよね。

○事務局（羽根尾） こちらです。（1）です。

○会長（関口） 基準を超えることがないように、計画的な作業、運行を行うこととしていますが、子ども用の施設など、教育施設や特別な施設の周辺の工事を行う場合には、よりその辺を厳格化して行ってほしいということを御検討いただければよろしいかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○事務局（羽根尾） 承知しました。全般的事項の（1）に加筆、文言を強化するような形で進めたいと思っております。

○会長（関口） 特にそういう施設が近場に結構ありますので、その辺を十分考慮してくださいという形でよろしいかと思っております。

寺内委員、よろしく申し上げます。

○寺内委員 廃棄物についてですが、和光市では、通常、一般廃棄物の事務しか行っておらず、産廃関係の事務は全く行っていないと思っております。

廃棄物の影響のところ、適正に指導していくというようなことが書いてありましたが、これは本当に実効性があるのかと疑問に思っています。そのようなことから、どこの部署がどのようなことをするのかについて、可能な範囲で評価書に記載いただけたらよろしいのかなと思っております。

○会長（関口） いまの意見について事務局いかがでしょうか。

○事務局（羽根尾） そのように加えたいと思います。

○会長（関口） 御意見が出た委員の内容は、ここに記載されているような形でよろしいでしょうか。

では、質問、意見等出尽くしたと理解させていただきまして、追加の内容も含めまして、これを答申案という形で修正してまとめたいと思います。

答申の文言等につきましては、私に一任していただいて、事務局と確認しながら進めるということで御了解いただけますでしょうか。よろしいでしょうか。

○会長（関口） ありがとうございます。

そうしましたら、このような形で答申をまとめさせていただきたいと思います。

本日の議事は全て終了いたしました。皆様、御協力いただきありがとうございました。

それでは、進行を事務局に戻したいと思います。

○事務局（佐藤） 関口会長、御進行いただきましてありがとうございました。

皆様、長時間にわたり御審議いただきまして、ありがとうございました。

最後に、第3回審議会の御案内となります。第3回審議会は、5月10日15時から、本日同様ZOOMにて開催させていただきます。御出席のほどよろしくお願いをいたします。

それでは、以上で本日の会議を終了させていただきます。皆様、誠にありがとうございました。

午後5時23分閉会